

知的財産戦略推進事務局御中

平成 26 年 5 月 19 日

杉村 純子

「知的財産推進計画 2014」(案) について

1. 「営業秘密保護の総合的な強化」について

営業秘密保護の強化の方向性については、賛成である。以下の 2 点についてもご検討をお願いしたい。

(1) 営業秘密保護法制の見直しにおける「刑事罰の非親告罪化」に際しては、営業秘密か否かの予見性を高めることが不可欠である。そのためにも、営業秘密の要件である「有用性」、「非公知性」、「秘密管理性」を満たす基準を明確化することが必要である。またその基準を実態に即したものとするため、営業秘密の態様について早急に調査・分析を行うべきである。

(2) 「技術情報などの営業秘密の不正な取得や使用は断固として許さない」との我が国の姿勢を、海外に強力に発信するための施策を明記してもらいたい。

2. 「特許権の権利行使の見直し」について

特許権の権利行使については、例えば、中小企業に対する訴訟費用の負担軽減策を設けるなどの制度の見直しを行う必要があると考えている。

ただし、「特許権の権利行使の見直し」に際しては、権利行使に係る問題について調査・分析を行った上で、必要な法整備を進めるべきである。本委員会においても、これまで殆ど議論されていないテーマでもあることから、本委員会として明確な方向性を打ち出すには、更なる検討機会を設けることが必要と考える。

以上